

市第 112 号議案

横浜市国民健康保険条例の一部改正

横浜市国民健康保険条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成24年 2 月15日提出

横浜市長 林 文 子

横浜市条例（番号）

横浜市国民健康保険条例の一部を改正する条例

横浜市国民健康保険条例（昭和35年12月横浜市条例第35号）の一部を次のように改正する。

第17条の2中「第16条の4第2項」の次に「及び第16条の9第2項において準用する第15条第2項」を加える。

付則第11項中「付則第14項において」を「以下」に改める。

付則第36項の見出し中「に係る基礎賦課額及び後期高齢者支援金等賦課額」を削り、同項中「第16条の4、」を「第16条の4、第16条の9、」に改め、「については」の次に「、第17条の2の規定にかかわらず」を、「第16条の4第1項」の次に「、第16条の9第1項」を、「第16条の4第2項」の次に「及び第16条の9第2項において準用する第15条第2項」を加える。

付則に次の1項を加える。

（平成24年度における保険料に係る所得割額の算定の特例）

37 平成24年度分の保険料の賦課に限り、被保険者が当該年度の保険料の賦課期日（賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合は、その発生した日。以下同じ。）現在において世帯主であって、当該年度の保険料の賦課期日現在において当該世帯主と同一の

世帯に属する平成23年12月31日現在において年齢19歳未満の被保険者で同年の合計所得金額が 380,000 円以下であるもの（以下「控除対象者」という。）を有するものである場合においては、付則第21項の規定により読み替えて適用される第15条、付則第31項の規定により読み替えて適用される第16条の4、第16条の9第1項、同条第2項において準用する第15条第2項、付則第22項及び付則第32項の市民税額（当該世帯主が特例対象被保険者等である場合は、付則第21項の規定により読み替えて適用される第15条第1項、付則第31項の規定により読み替えて適用される第16条の4第1項、第16条の9第1項、付則第22項及び付則第32項（これらの規定が前項の規定により読み替えて適用される場合に限る。）に規定する市民税の額に相当する額又は付則第21項の規定により読み替えて適用される第15条第2項、付則第31項の規定により読み替えて適用される第16条の4第2項及び第16条の9第2項において準用する第15条第2項（これらの規定が前項の規定により読み替えて適用される場合に限る。）に規定する市町村民税若しくは特別区民税の額に相当する額）にあっては当該年度の地方税法の規定による市民税額（当該世帯主が特例対象被保険者等である場合は、当該市民税の額に相当する額又は市町村民税若しくは特別区民税の額に相当する額）から、付則第25項の規定により読み替えて適用される第16条第1項第1号、付則第35項の規定により読み替えて適用される第16条の6第1項第1号及び第17条第1項第1号の市民税額にあっては当該年度の同法の規定による市民税額から同日現在において年齢16歳未満の控除対象者の数に21,300円を乗じて得た額及び同日現在において年齢16歳以上19歳未満の

控除対象者の数に11,100円を乗じて得た額の合計額を控除（当該世帯主の同法の規定による市民税の所得割の額に相当する金額を限度とする。）した額とする。

附 則

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

提 案 理 由

平成24年度分の保険料について地方税法における扶養控除の見直しに伴う特例措置を講ずる等のため、横浜市国民健康保険条例の一部を改正したいので提案する。

参 考

横浜市国民健康保険条例（抜粋）

（~~上段~~ 改正案）
（~~下段~~ 現 行）

（特例対象被保険者等に係る特例）

第 17 条の 2 当該世帯に属する被保険者が国民健康保険法施行令第 29 条の 7 の 2 第 2 項に規定する特例対象被保険者等（以下「特例対象被保険者等」という。）である場合における第 15 条、第 16 条の 4 及び第 16 条の 9 の規定の適用については、第 15 条第 1 項中「以下同じ。]」とあるのは「以下同じ。]」（特例対象被保険者等の市民税の課税標準である総所得金額に所得税法（昭和 40 年法律第 33 号）第 28 条第 1 項に規定する給与所得が含まれている場合においては、当該給与所得を同条第 2 項の規定によって計算した金額の 100 分の 30 に相当する金額として計算した場合における市民税の額に相当する額。第 16 条の 4 第 1 項及び第 16 条の 9 第 1 項において同じ。））」と、同条第 2 項中「以下同じ。]」とあるのは「以下同じ。]」（特例対象被保険者等の市町村民税又は特別区民税の課税標準である総所得金額に所得税法第 28 条第 1 項に規定する給与所得が含まれている場合においては、当該給与所得を同条第 2 項の規定によって計算した金額の 100 分の 30 に相当する金額として計算した場合における市町村民税又は特別区民税の額に相当する額。第 16 条の 4 第 2 項及び第 16 条の 9 第 2 項において準用する第 15 条第 2 項において同じ。））」とする。

付 則

（第 1 項から第 10 項まで省略）

11 平成 18 年度分の保険料の賦課に限り、世帯主又は当該世帯に属

する被保険者が、平成 16 年 12 月 31 日現在において年齢 65 歳以上の者で、同年及び平成 17 年の各年の地方税法第 292 条第 1 項第 13 号に規定する合計所得金額（以下 付則第 14 項において 「合計所得金額」という。）が 10,000,000 円以下であるものである場合（当該世帯主又は当該世帯に属する被保険者に係る当該年度分の市民税の所得割について平成 17 年地方税法改正法附則第 6 条第 3 項の規定の適用がある場合を除く。）における第 15 条及び第 16 条第 1 項第 1 号の市民税額は、当該年度の地方税法の規定による市民税額から 9,000 円を控除（当該市民税に係る所得割の額に相当する金額を限度とする。）した額とする。

（第 12 項から第 35 項まで省略）

（平成 22 年度以後の各年度における特例対象被保険者等 に係る基礎賦課額及び後期高齢者支援金等賦課額 に 係る所得割額の算定の特例）

- 36 平成 22 年度以後の各年度における当該世帯に属する被保険者が特例対象被保険者等である場合における付則第 21 項の規定により読み替えて適用される第 15 条、付則第 31 項の規定により読み替えて適用される 第 16 条の 4、第 16 条の 9、 付則第 22 項及び付則第 32 条の 4、 第 17 条の 2 の規定にかかわらず、 付則第 21 項の規定により読み替えて適用される第 15 条第 1 項中「以下同じ。）」とあるのは「以下同じ。」（特例対象被保険者等の市民税の課税標準である総所得金額に所得税法第 28 条第 1 項に規定する給与所得が含まれている場合においては、当該給与所得を同条第 2 項の規定によって計算した金額の 100 分の 30 に相当する金額として計算した場合における市民税の額に相当する額。付則

第 31 項の規定により読み替えて適用される第 16 条の 4 第 1 項、~~第 16 条の 9 第 1 項~~、付則第 22 項及び付則第 32 項において同じ。）」
と、付則第 21 項の規定により読み替えて適用される第 15 条第 2 項
中「以下同じ。）」とあるのは「以下同じ。）」（特例対象被保険
者等の市町村民税又は特別区民税の課税標準である総所得金額に
所得税法第 28 条第 1 項に規定する給与所得が含まれている場合に
おいては、当該給与所得を同条第 2 項の規定によって計算した金
額の 100 分の 30 に相当する金額として計算した場合における市町
村民税又は特別区民税の額に相当する額。付則第 31 項の規定によ
り読み替えて適用される第 16 条の 4 第 2 項~~及び第 16 条の 9 第 2 項~~
~~において準用する第 15 条第 2 項~~において同じ。）」とする。
（平成 24 年度における保険料に係る所得割額の算定の特例）

- 37 平成 24 年度分の保険料の賦課に限り、被保険者が当該年度の保
険料の賦課期日（賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合
は、その発生した日。以下同じ。）現在において世帯主であって
、当該年度の保険料の賦課期日現在において当該世帯主と同一の
世帯に属する平成 23 年 12 月 31 日現在において年齢 19 歳未満の被保
険者で同年の合計所得金額が 380,000 円以下であるもの（以下「控
除対象者」という。）を有するものである場合においては、付則
第 21 項の規定により読み替えて適用される第 15 条、付則第 31 項の
規定により読み替えて適用される第 16 条の 4、第 16 条の 9 第 1 項
、同条第 2 項において準用する第 15 条第 2 項、付則第 22 項及び付
則第 32 項の市民税額（当該世帯主が特例対象被保険者等である場
合は、付則第 21 項の規定により読み替えて適用される第 15 条第 1
項、付則第 31 項の規定により読み替えて適用される第 16 条の 4 第

1 項、第 16 条の 9 第 1 項、付則第 22 項及び付則第 32 項（これらの規定が前項の規定により読み替えて適用される場合に限る。）に規定する市民税の額に相当する額又は付則第 21 項の規定により読み替えて適用される第 15 条第 2 項、付則第 31 項の規定により読み替えて適用される第 16 条の 4 第 2 項及び第 16 条の 9 第 2 項において準用する第 15 条第 2 項（これらの規定が前項の規定により読み替えて適用される場合に限る。）に規定する市町村民税若しくは特別区民税の額に相当する額）にあつては当該年度の地方税法の規定による市民税額（当該世帯主が特例対象被保険者等である場合は、当該市民税の額に相当する額又は市町村民税若しくは特別区民税の額に相当する額）から、付則第 25 項の規定により読み替えて適用される第 16 条第 1 項第 1 号、付則第 35 項の規定により読み替えて適用される第 16 条の 6 第 1 項第 1 号及び第 17 条第 1 項第 1 号の市民税額にあつては当該年度の同法の規定による市民税額から同日現在において年齢 16 歳未満の控除対象者の数に 21,300 円を乗じて得た額及び同日現在において年齢 16 歳以上 19 歳未満の控除対象者の数に 11,100 円を乗じて得た額の合計額を控除（当該世帯主の同法の規定による市民税の所得割の額に相当する金額を限度とする。）した額とする。